

令和 4 年 10 月 3 日

三重県知事  
一見 勝之 殿

医療法人住所	三重県伊賀市上野丸之内 116番地の3
医療法人の名称	医療法人 社団 馬岡医院
理事長	馬岡 晋
電話	0595(21)3005

### 決 算 届

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 社団 馬岡医院
  - ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
  - ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人
    - 出資額限度法人  その他
  - ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県伊賀市上野丸之内116番地の3
- (3) 設立認可年月日 平成元年8月21日
- (4) 設立登記年月日 平成元年9月11日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 社団	三重県伊賀市上野丸之内	一般病床 0 床
	馬岡医院	116番地の3	療養病床 0 床

(2) 附帯業務

なし

(3) 収益業務

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年9月22日 令和3年度決算の決定

令和3年9月22日 役員定期同額給与の決定

様式 2

法人名 医療法人 社団 馬岡医院  
 所在地 三重県伊賀市上野丸之内 1 1 6 番地の 3

※医療法人整理番号 D29

財 産 目 録

(令和 4年 7月31日現在)

1. 資	産	額		51,780 千円
2. 負	債	額		11,117 千円
3. 純	資	産	額	40,662 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	35,610
B 固 定 資 産	16,169
C 資 産 合 計 (A + B)	51,780
D 負 債 合 計	11,117
E 純 資 産 (C - D)	40,662

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (  法人所有  賃借  部分的に法人所有 (部分的に賃借) )  
 建 物 (  法人所有  賃借  部分的に法人所有 (部分的に賃借) )

様式 3 - 2

法人名 医療法人 社団 馬岡医院

※医療法人整理番号 129

所在地 三重県伊賀市上野丸之内 1 1 6 番地の 3

貸借対照表

(令和 4年 7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	35,610	I 流動負債	2,768
II 固定資産	16,169	II 固定負債	8,349
1 有形固定資産	7,943	負債合計	11,117
2 無形固定資産	204	純資産の部	
3 その他の資産	8,021	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	30,662
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	40,662
資産合計	51,780	負債・純資産合計	51,780

様式4-2

法人名 医療法人 社団 馬岡医院

※医療法人整理番号 029

所在地 三重県伊賀市上野丸之内116番地の3

損益計算書  
(自令和3年8月1日至令和4年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	64,930
2 事業費用	67,645
本来業務事業損失	2,714
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	2,714
II 事業外収益	3,706
III 事業外費用	0
経常利益	991
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	991
法人税等	84
当期純利益	907

## 監事監査報告書

医療法人 社団 馬岡医院  
理事長 馬岡 晋 殿

3?

私は、医療法人社団馬岡医院の令和4会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月28日  
医療法人 社団 馬岡医院  
監事 浅井 佳与子